

No.	区分	頁	質問内容	具体的内容	回答
1	実施要領	13	参加表明書等の提出	代表者以外の構成者も、3会社概要説明書、4法人の登記簿謄本、5納税証明書の提出が必要か。	参加資格確認のため、提出が必要です。
2	実施要領	13	参加表明書等の提出	参加資格確認基準日以降の参加者の変更(構成者の増員、構成者の脱退、代表者の変更)は可能か。	提案書の提出締切日までの間であれば、やむを得ない場合の変更は可能です。ただし、以下のいずれかの条件を満たす場合に限ります。 ・増員した構成員について、市が参加資格等を確認し、これを認めたとき。 ・応募者が、脱退した構成企業に代わって、資格要件を満たす構成企業を補充し、構成企業等変更承諾願等の必要書類を提出した上で、市が参加資格等を確認し、これを認めたとき。 ・構成企業又は協力企業が複数の場合で、脱退した構成企業を除く構成企業で全ての参加資格等を満たすことを市が認めたとき。 ・変更した代表者について、市が参加資格等を確認し、これを認めたとき。
3	実施要領	13	参加表明書等の提出	10頁の「②業務分担」に「応募者は、～グループとする」とあるが、13頁の提出書類には「※単独の法人で応募の場合は提出不要」とある。単独で応募することは可能か。	単独での応募も可能です。